

平成30年度における保険料率の方向性（案）

1. 船員保険料率のこれまでの状況について

船員保険事業が全国健康保険協会に移管されて以降、疾病保険料率については、24年度、25年度に引き上げを行ってきたが、被保険者負担分については、19年の法改正時の特例措置として、「被保険者の負担を軽減するため必要があるときは、準備金から繰入れを行うことにより、期間を定めて保険料率から0.5%までの範囲内で協会が定める率を控除して保険料率とすることができる」こととされたことから、被保険者負担分の引き上げ率と同率を加えた控除率にすることにより、被保険者負担率は据え置かれてきている。

船舶所有者負担分についても同様に、疾病保険料率の引き上げ時には、災害保健福祉保険料率を同率引き下げることと、船員保険料率全体での負担率は据え置かれてきた。（詳細は下表を参照）

船員保険一般保険料率の推移

	21～23年度	24年度	25～29年度
疾病保険料率	9.40%	9.80%	10.10%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
災害保健福祉保険料率	1.40%	1.20%	1.05%
船舶所有者負担分	1.40%	1.20%	1.05%
保険料率合計	10.80%	11.00%	11.15%
被保険者負担分	4.70%	4.90%	5.05%
被保険者負担率	4.55%	4.55%	4.55%
控除率	0.15%	0.35%	0.50%
船舶所有者負担分	6.10%	6.10%	6.10%

2. 疾病保険料率について

近年、平均標準報酬月額が増加傾向にあること等の影響もあり、現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、30年度の単年度収支差は約39億円の黒字となり、中期的収支見通しにおいても35年度までは継続して黒字となる見通しである。

しかし、現行の保険料率を維持した場合でも単年度黒字額は年々縮小する見込みであり、近い将来には単年度赤字となることが想定される。

さらに、

- ① 減少傾向にあった被保険者数について、若年層の増加等により27、28年度は対前年度比で微増となっている。将来の財政状況を大きく左右する被保険者数等、特に年齢構成の変化の動向を見極めるための期間が必要である。
- ② 医療費そのものは、高齢化の進展や医療の高度化等により、今後も増加していくことが見込まれる。近年の実績をみても、その幅にはバラつきがあり、28年度の入院医療費のように、今後も予期せず医療費が急増するリスクがある。

○加入者1人当たり医療給付費の推移

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療給付費	132,703	131,928	133,381	138,430	143,151
(対前年度伸び率)	(+ 2.1%)	(△ 0.6%)	(+ 1.1%)	(+ 3.8%)	(+ 3.4%)



○28年度の加入者1人当たり医療給付費の対前年度伸び率の内訳

	全体	入院	入院外	調剤	その他(歯科等)
対前年度伸び率	+ 3.4%	+ 8.8%	+ 1.3%	△ 0.2%	+ 0.5%
(全体への寄与度)	-	(+ 3.0%)	(+ 0.5%)	(△ 0.0%)	(+ 0.0%)

- ③ 拠出金は、他制度の医療費を負担するという性質上、その拠出額は国（診療報酬支払基金）から示されるものであり、協会において今後の拠出額を正確に見込むことは困難であるが、ベースとなる医療費は他制度においても増加しており、特に、高齢化の進展に伴う後期高齢者の医療費は、今後、益々増加していくと考えられる。
- ④ 30年度以降の診療報酬改定が及ぼす影響が不透明である。

以上のことから、船員保険の財政状況は、現時点では比較的安定してはいるものの、中長期的な観点から慎重な財政運営を図る必要があり、30年度の保険料率は、現行と同率の10.10%としたい。

なお、被保険者の保険料負担軽減措置については、現行の負担軽減率を維持した場合、36年度には財源となる準備金が枯渇する見込みであり、その場合36年度から37年度にかけて、被保険者が負担すべき保険料率を、負担軽減しない本来の保険料率に引き上げる必要がある。

今後の被保険者の保険料負担軽減措置の取り扱いについては、1年程度の期間をかけて検討することとしたい。

3. 災害保健福祉保険料率について

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、30年度の収支差は約4億円の赤字が見込まれるが、一定の準備金を保有していることから、30年度の保険料率は、現行と同率の1.05%としたい。

4. 介護保険料率について

年末に国から示される介護納付金の額及び介護保険第2号被保険者の総報酬額により、機械的に算出されるものであり、現時点では、30年度は1.64%になる見込みである。（現行保険料率（1.59%）から0.05%の引き上げ）